

(公財) 秋田県国際交流協会の後援等に関する取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「協会」という。）が、他の団体等が実施する事業について共催、後援、協賛又は協力（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続きを定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、後援等の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催 協会が主催団体の一員として事業の企画又は運営に参画し、経費を含みその一部を負担して実施することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、協会名義使用承認により支援することをいう。ただし、事業の実施にかかる費用または役務は負担しない。
- (3) 協賛 協会が資金、物品その他の支援を行うことをいう。
- (4) 協力 協会が広報、人的支援、会場提供、講師派遣その他の協力を行うことをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等は、次の各号すべてに該当する場合に限り承認することができる。

- (1) 秋田県の国際化の推進に寄与し、かつ、協会の公益目的事業に関連するものと判断できること。
- (2) 当該事業の主催者が明確になっていること。
- (3) 当該事業の参加対象（鑑賞、聴講を含む。）となる者が、会員または特定の個人や団体に限定されていないこと。
- (4) 社会通念上、興行その他専ら営利・宣伝を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないとともに、反社会的勢力等と関係を有しないものであること。
- (6) 特定の政治目的、宗教普及活動を目的とするものでないこと。
- (7) 特定の個人または団体に対する批判を目的とするものでないこと。
- (8) 事業計画が適正に策定されており、安全対策、事故防止対策及び公衆衛生対策に十分な措置が講じられているものであること。

(申請手続き)

第4条 後援等の承認を受けようとする者は、あらかじめ「後援等承認申請書」（様式1）に、次の各号に示す書類を添えて、遅くとも当該事業開始30日前までに協会に提出しなければならない。ただし、あきた国際活動民間団体ネットワークの構成団体または協会が認める団体等が申請を行う場合は、これらを省略することができる。

- (1) 申請団体の概要（設立目的、活動内容等）が分かる書類
- (2) 事業計画書
- (3) その他協会が必要と認める書類

(決定)

- 第5条 理事長は、第3条の基準に基づき申請内容を審査し、申請者に承認または不承認を通知する(様式2)。なお、必要に応じて条件を付して承認することができる。
- 2 共催及び協賛の承認において新たな予算の執行を伴う場合は、原則として理事会の議決または承認を得なければならない。
 - 3 承認を受けた者は、承認された範囲内においてのみ協会名義を使用することができる。

(変更等)

- 第6条 承認を受けた者は、当該事業の内容の一部を変更しようとする場合は、あらかじめ協会の承認を受けなければならない(様式3)。また、当該事業を中止(廃止)する場合には、速やかに協会へ届け出なければならない(様式4)。

(報告の義務)

- 第7条 承認を受けた者は、当該事業が終了した後、原則として30日以内に実施報告書を理事長あてに提出しなければならない。
- 2 理事長は、必要に応じて、当該事業に係る収支決算資料の提出を求めることができる。

(承認の取消)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により承認を受けた場合
 - (2) 事業の内容が承認の基準を満たさなくなった場合
 - (3) 届出なく事業の内容を大幅に変更した場合
 - (4) 主催者、共催者または後援者等が反社会的勢力等の関係者であることが判明した場合
 - (5) 承認の条件に違反した場合

(免責事項)

- 第9条 後援名義等の使用及び取消に伴い生じた損害や不利益について、協会は一切の責任を負わない。

(その他)

- 第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年7月1日から施行する。